

イラン：少数派宗教バハーイー教徒を釈放！

10年前、その宗教活動を理由に投獄されていたマーヴァシユ・サベットさんが、10年の刑期を終え、9月18日に釈放されました。サベットさんは、少数派宗教バハーイー教徒集団の幹部を務めていました。



釈放当日のサベットさん© Amnesty International

釈放後、イラン人権センターのインタビューの中で、次のように語っています。「2年半、独房に入れられていました。それだけでも大変なことでしたが、刑務所の医者の診断で骨密度が大幅に低下しており、骨折の可能性があることがわかりました。以前から医者に診てもらったほうがいいとは思っていましたが、『病状は重い』と否定的に言われるだけと思い、受診は控えていました。今は、精神科医にも行く必要があると思っています。10年も刑務所にいると、心の病にもかかっていないか気になります」

サベットさんはこの10月、英国ペンクラブの「ペン・ピクチャー賞」授賞式で、今年の「勇気ある作家賞」に選ばれました。

バハーイー教徒幹部は、他にも5人が同様に投獄されていますが、刑期が終わらず、いまでも収監されています。刑務所の劣悪な環境の中で、5人とも何らかの疾患を抱えているとのこと。この5人についても一刻も早い釈放を目指して、イラン当局に圧力を加えていきます。引き続き皆様のご支援をお願いします。

ウズベキスタン共和国：人権活動家が自由に!

ジャーナリストで人権活動にも関わるサリジョン・アブドゥラクマノフさんは、でっち上げの麻薬所持で捕まり、9年間の獄中生活を余儀なくされてきましたが、去る10月4日、ようやく釈放されました。

2008年9月、アブドゥラクマノフさんは、販売目的で薬物を所持していたとして逮捕され、10年の刑を宣告されました。ジャーナリストとして国の施策を厳しく批判することもあったため、目障りな存在とみた当局が容疑をでっち上げたものとみられています。そのためアムネスティは、アブドゥラクマノフさんの釈放を求めて精力的に活動してきましたが、その甲斐もあり、刑期が約9カ月短縮されました。

アブドゥラクマノフさんは、「自由になったこと以上に、正義が勝ったということが嬉しいです」とのことです。「当局には変革を進めたいという思いがあり、その意思を表す一つの手段として早期釈放を決めたのだろう」とも話しています。

アブドゥラクマノフさんは、「自分のことを気にかけて、釈放のために闘ってくれたすべての人たちに私の感謝の気持ちを伝えてください。世界中から受け取ったハガキ（『漢字で書いたものもあった』そうです）は、獄中にいる私にとって大きな励みになってくれました。本当にありがとうございました」



釈放当日のアブドゥラクマノフさん© Amnesty International

トルコ：人権活動家11人、未だ容疑晴れず

アムネスティ・トルコ支部の理事長を務めるタネル・クルチュさんが6月6日、「テロ組織」の一員だとして、当局に拘束されました。7月5日には、IT関連の研修に参加していたアムネスティ・トルコ支部事務局長のイディル・エセルさんら10人が、同じくテロ組織に関わっていると拘束されました。

彼らの拘束を受け、アムネスティは、彼らの無実と釈放のために立ち上がり、全世界で集会やデモ、イベントを開き、何万、何十万という署名を集めて当局や裁判所に送りました。そして10月末、イスタンブールの裁判所は、7月に拘束された8人の保釈を決定しました。後日、残る2人も保釈され、10人が自由の身にはなりました。10人の保釈は、今回の言論の抑圧の中で極めて重要な転機であり、歓迎すべきことです。これは、皆さんの協力なしには生まれなかったことです。

しかし、11人の裁判はまだ続いています。さらに理事長のクルチュさんは、拘束されたままです。理事長を含む11人に対するテロ関連容疑の起訴は続いています。全員の容疑を取り消されるか無罪が確定するまで、11人を擁護する活動は続きます。こちらの動画もご覧ください。
<https://youtu.be/uauqsJwBsas>

アムネスティでは現在、ポスターやビデオ、アクションの呼びかけ文などを新たに制作・配布しながら、さらに多くの方の活動参加を呼び掛けています。



アムネスティ・トルコ支部のイディル・エセル事務局長

劉曉波さんの支持者たちが自由に！

吳明良（ペンネーム：浪人）さんと彭和平さんが9月22日、拘束を解かれて自由の身となりました。

2人は8月18日、違法事業活動の容疑で拘束され、勾留されていました。「違法事業活動」とは、2人が中国語ペンセンターの会員であることを指しています。その団体のかつの代表は、中国での真摯な人権活動でノーベル平和賞を受賞するも、今年7月に亡くなった劉曉波さんでした。吳さんたちは、劉さんが存命中はその釈放を求め、他界後は氏を追悼する詩集の編纂に関わっていました。これらの関わりが当局の目に留まった上での拘束・勾留とみられています。

吳さんの勾留中、吳さん自身の作品の展示会についても当局は神経を尖らせました。吳さんは取り調べで、その展示会の案内方法や制作物についても尋問されたといわれています。公安局は、勾留中の2人の処分を37日以内に決定する必要がありましたが、幸い、逮捕・起訴を断念し、釈放を決めたのでした。これは賢明な選択だったと言えます。

釈放に当たり、2人は、国際社会とアムネスティの支援に感謝を示した上で、「主義・主張を言葉や形にして世に出すことで拘束されたり、表現の自由の権利を行使して逮捕されることがなくなることを祈るばかりです」と述べました。

2人の釈放に向けて協力してくださった方々、本当にありがとうございました。アムネスティは今後も、言論活動で拘束されている人権活動家の釈放を強く求めていきます。また、当局はこれまでも、人権擁護活動家や市民団体参加者を「違法事業活動」などの経済犯罪容疑で勾留してきたため、今後も注視が必要です。

UA ニュース

発行：アムネスティ・インターナショナル日本
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-12-14 晴花ビル7F
TEL:03-3518-6777 FAX:03-3518-6778
E-mail: uaoffice@amnesty.or.jp

UA年会費 3000円
郵便振替 00120-9-133251
加入者名 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本